西米良村告示第２７号

西米良村伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、西米良村における森林法（昭和２６年法律第２４９号｡以下「法」という｡）第１０条の８第１項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採等届出」という。）及び法第１０条の８第２項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書（以下「状況報告書」という。）並びに法第１５条の規定による森林経営計画に係る森林の伐採等の届出に関し、法、森林法施行令、森林法施行規則及び西米良村伐採届旗の設置取扱要領に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる｡

（１）　伐採等届出者とは、伐採等届出を行う森林所有者及び伐採する者(立木を伐採する権原を有する者)並びに伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)のことをいう。

（２）　造林者とは、伐採後の造林をする者(造林する権原を有する者)のことをいう。

（伐採等届出及び添付書類）

第３条　森林法施行規則第９条第１項に規定する伐採等届出の様式は「伐採及び伐採後の造林届出書」（様式第１号）とする。

２　伐採等届出に添付する書類は、別表のとおりとする。

(別表)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 添 付 書 類 | | 該 当 す る 書 類 |
| １ | 伐採及び伐採後の造林の届出書  チェックリスト  ※伐採等届出者が作成し、提出すること｡ | | 【チェック項目】  ①届出を要する森林か否か  ②森林整備事業委託の有無  ③伐採の目的  ④伐採等届出者の有する伐採及び伐採後の造林に関する権原の確認  ⑤記載漏れの確認  ⑥西米良村森林整備計画に記載されている事項  ⑦添付書類  【提出書類】  チェックリスト (様式第２号) |
| ２ | 伐採区域がわかる図面 | | 位置図、地籍図、地形図、森林計画図等 |
| ３ | 伐採等の意思が確認できる書類 | | 誓約書（様式第３号） |
| ４ | その他村長が必要と認める書類 | |  |
|  | (1) | 土地所有者が確認できる書類 | 登記簿謄本、登記事項要約書、名寄帳、  固定資産税納税通知書等 |
| (2) | 造林者の住所が確認できる書類 | 住民票、免許証の写し等 |
| (3) | 森林境界が確認できる書類 | 隣接所有者を確認したことがわかる書類（記名、押印のある書類） |
| (4) | 地元や関係団体、関係施設管理者との協議が確認できる書類 | 地元自治会、土地改良区、水利組合、施設管理者等との協議書又は承諾書 |
| (5) | 立木を伐採する権原及び造林する権原が確認できる書類 | 立木の売買契約書、土地の売買契約書等 |

　※　添付書類１～３については必須

（標識の設置及び期間）

第４条　伐採等届出者は、伐採を開始するにあたり、伐採する森林の所在場所、伐採等届出者の

氏名又は会社名、適合通知番号又は確認通知番号、伐採面積及び伐採期間等を記載した標識（別 図１）を伐採現場近くの分かりやすい場所に設置するものとする。

２ 伐採等届出者は、設置した標識を、伐採終了後、再造林又は天然更新が完了するまで設置し ておくものとする。

（伐採等届出に係る変更届出）

第５条　伐採等届出者は、伐採等届出提出後に次表に掲げる届出内容に変更が生じた場合は、変 更が生じてから１４日以内に「伐採等届出に係る変更届出書」（様式第４号）を提出するもの とする｡

　伐採等届出内容の変更

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 届出者や伐採者が変更となる場合 |
| ２ | 伐採箇所が変更となる場合 |
| ３ | 伐採、あるいは開発する面積が変更となる場合 |
| ４ | 伐採の方法が変更となる場合（択伐から皆伐等） |
| ５ | 伐採する樹種や林齢が申請内容と異なっていた場合 |
| ６ | 伐採後の造林の方法や期間、造林樹種が変更となる場合 |
| ７ | 伐採だけの届出であったが、開発を伴う計画となった場合 |
| ８ | 伐採跡地の用途が変更となる場合 |
| ９ | その他上記に該当しない変更の場合 |

（伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書）

第６条　森林法施行規則第１４条の２に規定する状況報告書の様式は、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（様式第５号）とする。

（事務処理の方法）

第７条　この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項については、別に定める。

　　附　則

　この要綱は、平成３０年８月２０日から施行する。